

世界の有害物質規制④ 日本編

本年4月にはアゾ染料規制に関する有害物質規制法が改正施行されます。世界的に見ると、「日本もようやく」感が否めませんが、昨今当財団にも規制内容や試験に関する問い合わせが非常に増えており、法令順守のために各企業が対応を進めていることを強く実感しています。

世界各国の繊維製品に関する有害物質の規制内容を紹介してきた本シリーズでは、今回まとめとして日本の規制内容を紹介します。

■ 1 日本での有害化学物質に関する法令の体系

労働環境	・労働安全衛生法 ・農薬取締法
消費者保護	・ 家庭用品有害物質規制法 ・食品衛生法 ・薬事法
自然環境	・公害防止法（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染） ・化学物質審査規制法（化審法） ・廃棄物処理法

上表の通り、化学物質に対する規制としては、労働環境、消費者保護、自然環境の3分野に分けることができます。その中で、現在繊維製品へのホルムアルデヒド含有等を規制しているのが、消費者保護に関わる家庭用品有害物質規制法です。

■ 2 家庭用品有害物質規制法の内容（一部抜粋）

項目	使用用途	対象	毒性
有機水銀	防菌、防カビ剤	下着、靴下等	神経障害
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	乳幼児(24ヶ月以下)製品、 下着、靴下等	粘膜刺激、皮膚アレルギー
有機スズ化合物	ポリウレタン原料触媒、 防菌、防カビ剤	おしめ、よだれ掛け、下着、 靴下等	皮膚刺激性、経皮・経口毒性、 生殖機能障害
APO, TDBPP DTTB, HBCDD	防炎加工剤	帽子、寝具及び床敷物等	経皮・経口毒性、肝臓障害、 生殖機能障害

日本ではホルムアルデヒドに関しては非常に厳しく、世界で初めて法規制されました。

■ 3 アゾ染料の規制について

新たに家庭用品有害物質規制法の規制対象として、アゾ染料に由来する特定芳香族アミンが追加されます。

改正法施行日	2016年4月1日
規制内容	繊維製品等から24種の芳香族アミンを検出しないこと（30 µg/g以下）
対象製品	おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、 テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品 等
罰則等	販売の禁止、違反の公表など。重度な違反は、1年以下の懲役及び30万円以下の罰金

現在、違反事案とならないよう、サプライチェーン全体での安全確保の取組が活発になっています。ニッセンケンではエコテックス規格100認証やアゾ分析試験、またセミナーを通じた規制内容の普及活動等を通じ、法令順守のもの作りのお手伝いをしています。

《 ご質問・ご不明な点などありましたら、ニッセンケン エコテックス事業所までお問い合わせください 》

TEL:03-5809-2810 E-mail: oeko-tex@nissenken.or.jp